

医療・介護等分科会の今後の具体的な検討項目について

平成25年11月8日
厚生労働省

1. 効率的で質の高いサービス提供体制の確立

① 「非営利ホールディングカンパニー」型

医療法人制度の検討

i (社員等の要件)

- ・非営利団体であれば非営利ホールディングカンパニー型医療法人の社員になることを認める
- ・非営利ホールディングカンパニー型医療法人がグループ内の非営利団体の構成員になることを認める

ii (社員総会等の意思決定の在り方)

- ・社員総会等の意思決定にかかると一社員一議決権の原則について、特例を認める

iii (出資規制等の見直し)

- ・非営利ホールディングカンパニー型医療法人を創設するための「持分あり医療法人」の新規設立を認める
- ・グループ内法人間で、金銭の貸付け及び債務保証を柔軟に行うこと、医師の派遣及び医療行為の業務委託等を行うことを認める
- ・非営利ホールディングカンパニー型医療法人と連携して地域包括ケアを担う介護事業等を行う営利法人について、非営利ホールディングカンパニー型医療法人との役職員の兼務を認める
- ・非営利ホールディングカンパニー型医療法人による当該営利法人への出資を認める

iv (剰余金の配分)

- ・非営利ホールディングカンパニー型医療法人とその社員たる非営利法人の間で剰余金の分配を認める



厚生労働省の見解

①

○ 医療法人に関しては、11月に検討会を設置し、**非営利性や公共性の堅持を前提**としつつ、地域で必要な医療を確保するため、病床機能の分化・連携を推進する観点から、必要な議論を行う予定であり、**この検討会で、非営利ホールディングカンパニー型の法人についても、上記の前提や観点を踏まえ、様々な論点について検討する予定。**

○ このことについては、社会保障制度改革国民会議の報告書でも、「地域における医療・介護サービスのネットワーク化を図るためには、当事者間の競争よりも協調が必要であり、その際、医療法人等が容易に再編・統合できるよう制度の見直しを行うことが重要」など様々な指摘を受けている。

○ また、今年度、「医療法人等の提携・連携の推進に関する調査研究」を行っており、各地域における医療法人が、経営の合理化・安定化を進めるとともに、地域の医療機能分化及び連携を進める上で参考となるよう、その**ツールの1つとして非営利ホールディングカンパニーについても、現行の医療法人制度上での課題などについて調査**している。

② 医療法人の合併規制等の見直し

- i 医療機関の再編に際し、会社法の会社分割と同様のスキームを認める
- ii 社団医療法人と財団医療法人の合併を認める

③ 医療法人の附帯業務の拡充

- iii 病院・診療所等の遊休スペースや施設に隣接する不動産を病院・診療所・介護施設・高齢者向け住宅に使用することを目的とした賃貸業務を附帯業務として認める

④ 自治体病院等の公設・公的病院の医療品質情報の更なる開示

⑤ 社会医療法人の認可要件の緩和

⑥ 社会福祉法人の透明化



厚生労働省の見解

②③

- 11月に設置する検討会において、非営利性や公共性の堅持を前提としつつ、地域で必要な医療を確保するため病床機能の分化・連携を推進する観点から、**医療法人の合併等や附帯業務の範囲についても必要な議論を行う予定。**

④

- 自治体病院等の公設・公的病院については、経営改善に向けてそれぞれ取組を行っている。
- 国立病院機構においては、各病院の指標を比較することを通じ、標準的な治療等の均てん化を図るため、各病院のDP C・レセプトデータを収集し、臨床評価指標を計測、平成23年度より公表している。

⑤

- 社会医療法人は法人税等が非課税となるため、認定要件には一定の水準が必要。要件を満たそうと努力する法人が存在する中で、**基準を単に緩和して認定数を増やすことは適当でない。**

⑥

- 社会福祉法人の透明化に関しては、本年6月に閣議決定された規制改革実施計画に基づき、**平成24年度財務諸表の公表を各法人・所轄庁に要請するとともに、その取組状況をとりまとめている。**
- この取組状況を踏まえ、9月に厚生労働省内に設置した**有識者等による検討会**において、**平成25年度以降の財務諸表の公表が効果的に行われるための具体的な方策について検討していく予定である。**

⑦ 病床機能分化の推進

- i・診療報酬体系(DPC等)を医療計画や地域ビジョンと整合的なものとなるよう見直しを図る。
- ・急性期病院についてダウンサイジングし、資源を重点化することが必要であり、診療報酬や補助金によるインセンティブ付けのあり方を検討する



厚生労働省の見解

- ⑦ i
 - 病床機能の分化・連携を推進するため、
 - ・ 医療機関が有する病床の医療機能について、都道府県に報告する制度を創設し、
 - ・ 都道府県が、地域の医療需要の将来予測や報告制度により把握される地域の医療機能の現状等をもとに、「地域医療ビジョン」を策定し、地域における医療機能ごとの将来の必要量等を定めることとしている。
 - また、社会保障制度改革国民会議報告書では、診療報酬や他の財政支援の手法を適切に組み合わせて、これらの改革を実現することが必要とされている。
 - この報告書を受けて、9月6日に「次期診療報酬改定における社会保障・税一体改革関連の基本的な考え方について」をとりまとめ、次期診療報酬改定における医療機関の機能分化・強化と連携、在宅医療の充実等についての方向性を示したところであり、この方向性等を踏まえて対応していく。

⑧介護サービスの品質改善

- ・介護サービス事業者あるいは利用者毎の介護サービス品質に関わる指標を定義したうえで、定期的に情報を収集するという仕組みを構築し、事業者単位の品質データの利用者への開示や介護報酬への反映を行うことで、サービス品質改善にインセンティブを付けることを検討する



厚生労働省の見解

- ⑧
- サービスの質に関わる指標の検討に当たっては、介護サービス利用者の状態像と、提供されるサービス内容に関する情報収集が必要である。要介護認定者の健康状態に応じた必要な介護サービスの実態等を把握する観点から、現在、要介護認定に係る情報と給付情報を蓄積する介護保険総合データベースの整備等を進めているが、介護サービスの質的指標という観点からは、サービス内容の情報や経時的な状態像の変化についての情報が必ずしも十分に収集できないという課題がある。
 - 一方、質的評価の結果の活用については、例えば介護報酬へ反映する場合、状態が改善する見込みが高い利用者の個別選別(いわゆる「クリームスキミング」)が生じるおそれがある等、慎重な検討が必要である。
 - 今後、サービスの質的評価に必要な情報収集の仕組みの構築と、適切な評価のあり方について、どのような対応ができるか検討してまいりたい。

厚生労働省の見解

○待機老人の解消

- ・待機老人の解消を目標に掲げるべき
- ・このため、まずは、居住系施設に入所すべき待機者を精査し、KPIを目標として設定するべき



○ 特別養護老人ホーム等の介護保険施設については、介護ニーズを把握した上で、保険者である市区町村が介護保険事業計画を、都道府県が介護保険事業支援計画を策定し、整備を進めているところである。なお、市区町村の介護保険事業計画に基づいて整備される地域密着型特養については、平成21年度より、各都道府県が設置する「介護基盤緊急整備等臨時特例基金」の原資を国として交付し、整備に対する支援を図っている。

※ 都道府県に対する国からの補助金については、平成18年度より一般財源化されている。